

平成 28 年度実施施策に係る事前分析表

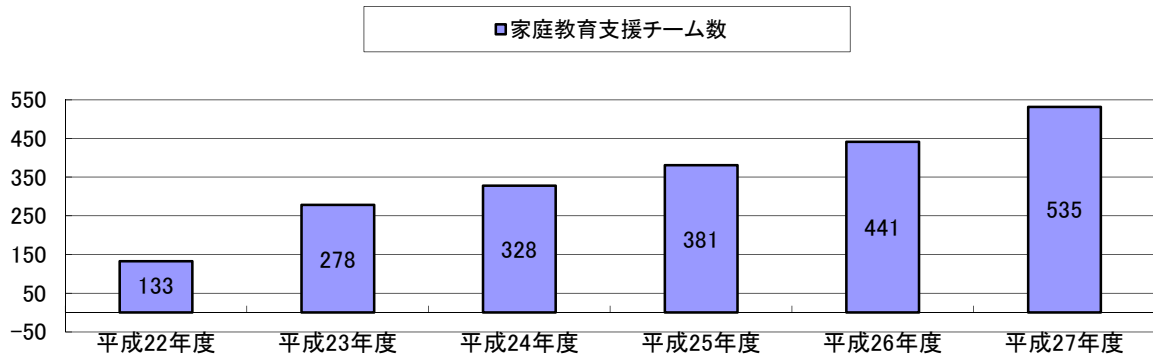
(文部科学省 28-1-4)

施策名	家庭の教育力の向上
施策の概要	現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。

達成目標 1	身近な地域において、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育支援が実施される。						
達成目標 1 の設定根拠	教育振興基本計画に記載されているとおり、家庭教育支援を推進するに当たっては、子育て経験者などの地域人材を活用し、小学校等の地域の身近な場所において支援を行う体制整備が必要なため。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	毎年度
①家庭教育支援チーム数（補助事業以外の財源による実施分を含む）	133 チーム	278 チーム	328 チーム	381 チーム	441 チーム	535 チーム	対前年度増
	年度ごとの目標値	133 チームより増	278 チームより増	328 チームより増	381 チームより増	441 チームより増	/
	目標値の設定根拠	教育振興基本計画における成果指標として家庭教育支援チーム数の増加を設定しているため対前年度比での増加を目指す。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	毎年度
①家庭教育支援チームによる支援と学習講座等のいずれかを実施している市町村 <small>※か所数は 23 年度より集計</small>	補助 108 市町村	補助 315 市町村 (2,512 か所)	補助 316 市町村 (2,771 か所)	補助 399 市町村 (3,166 か所)	補助 444 市町村 (3,344 か所)	補助 425 市町村 (3,323 か所)	対前年度増
	年度ごとの目標値	補助 108 市町村より増	補助 315 市町村 (2,512 か所)より増	補助 316 市町村 (2,771 か所)より増	補助 399 市町村 (3,166 か所)	補助 444 市町村 (3,344 か所)	/
	目標値の設定根拠	補助事業の推進により地方自治体における家庭教育支援の取組を促進しているため対前年度比での増加を目指す。					
施策・指標に関するグラフ・図等							

【グラフ：活動指標① 家庭教育支援チーム数】

補助事業及び自治体や地域の独自事業により活動したチーム数
 (文部科学省補助事業 (学校・家庭・地域の連携協力推進事業) より集計)



【家庭教育支援チームの概要】

<趣旨・目的>

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育支援の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、文部科学省では平成 20 年度より、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進。

<チームの構成員>

都道府県等において養成された地域の人材（子育てサポーターリーダー等）を中心として教員 OB、PTA 等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など地域の実情に応じて構成。

<主な活動内容> 保護者への家庭教育支援として主に以下の取組を行う。

- (1) 保護者への学びの場の提供
 保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応
- (2) 地域の居場所づくり
 地域資源を活用した日常的な交流の場や情報の提供
- (3) 訪問型家庭教育支援
 家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応

達成手段
(事業)

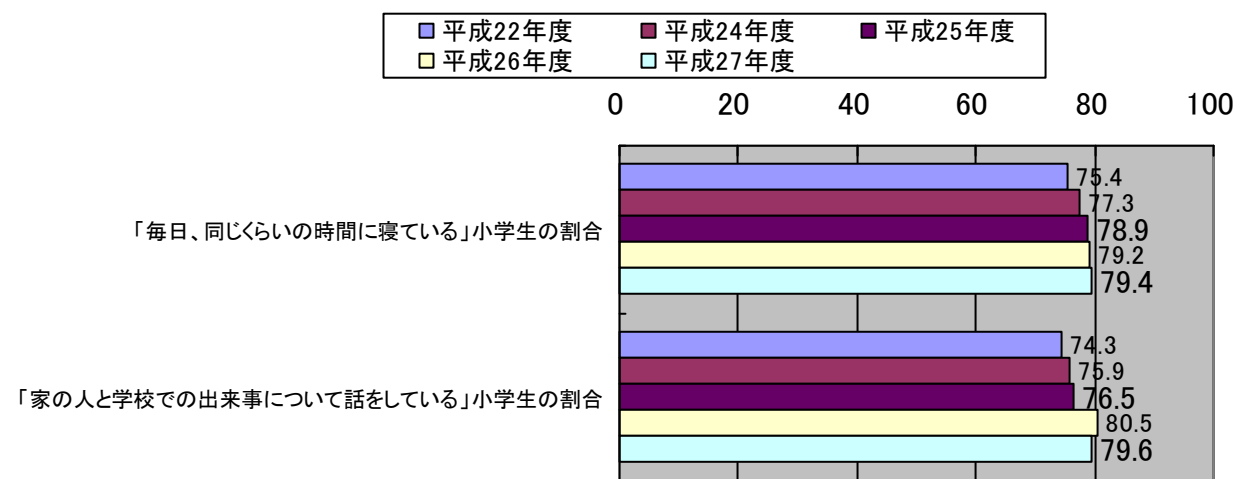
名称 (開始年度)	平成 28 年度当初予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	行政事業レビュー事業 番号
学校を核とした地域力強化プラン (学校・家庭・地域の連携協力推進 事業) (平成 27 年度)	6,832 の内数 (6,684 の内数)		0029
学校を核とした地域力強化プラン (地域人材の活用や学校等との連携 による訪問型家庭教育支援事業) (平成 28 年度)	6,832 の内数 (6,684 の内数)		0029
多様な主体の参画による家庭教育の充実 (平成 26 年度)	18 (22)		0032
平成 27 年度評価 からの変更点	—		
行政事業レビューと の連携状況	—		

達成目標 2	家庭でのコミュニケーションや子供の基本的な生活習慣が定着する。						
達成目標 2 の設定根拠	家庭教育は家族との触れ合いを通じて、子供の基本的な生活習慣などを身に付けさせる上で重要な役割を担っており、教育振興基本計画において働く親が子供との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業等に対して子供の生活習慣づくりの重要性について啓発等を実施することとしているため。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	毎年度
①全国学力・学習状況調査における「毎日、同じくらいの時間に寝ている」小学生の割合	78.9%	※東日本大震災の影響により未実施	77.3%	78.9%	79.2%	79.4%	基準値より増加を目指す
	年度ごとの目標値	75.4%以上	75.4%以上	75.4%以上	78.9%以上	78.9%以上	
	目標値の設定根拠	教育振興基本計画における成果指標として子供の基本的な生活習慣の改善を設定していることから、基本計画策定時の実績値からの増加を目指す。					
②全国学力・学習状況調査における「家の人と学校での出来事について話をしている」小学生の割合	76.5%	※同上	75.9%	76.5%	80.5%	79.6%	基準値より増加を目指す
	年度ごとの目標値	74.3%以上	74.3%以上	74.3%以上	76.5%以上	76.5%以上	
	目標の設定根拠	教育振興基本計画における成果指標として家庭でのコミュニケーションを設定していることから、基本計画策定時の実績値からの増加を目指す。					
活動指標 (アウトプット)							
①啓発資料による普及啓発	基準	21 年度	希望する小学 1 年生全員に配布し生活習慣づくりの重要性について普及啓発を行う。				
	進捗状況	24 年度	131 万部				
		25 年度	256 万部				
		26 年度	130 万部				
		27 年度	128 万部				
	目標	27 年度	希望する小学 1 年生全員に配布し生活習慣づくりの重要性について普及啓発を行う。				
目標値の設定根拠	対象としている小学 1 年生への配布部数は自治体に希望数調査を行って把握することとしているため。						

施策・指標に関するグラフ・図等

【グラフ：成果指標①～②】

(平成 27 年度全国学力・学習状況調査より (調査の母数：1,110,429 人))



達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	平成 27 年度行政事業 レビュー事業番号
子供の生活習慣づくり支援事業 (平成 21 年度)	26 (30)	—	0031
平成 27 年度評価 からの変更点	—		
行政事業レビューと の連携状況	—		

施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額)						
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度要求額	
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	45,203 ほか復興庁 一括計上分 0	52,424 ほか復興庁 一括計上分 0	43,521 ほか復興庁 一括計上分 0	57,983 ほか復興庁 一括計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	補正予算	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>		
	繰越し等	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0			
		<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>			
	合計	45,203 ほか復興庁 一括計上分 0	52,424 ほか復興庁 一括計上分 0			
		<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>			
	執行額 【千円】		38,373 ほか復興庁 一括計上分 0	42,966 ほか復興庁 一括計上分 0		
			<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括 計上分 <0>		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						
名称	年月日	関係部分抜粋				
少子化社会対策大綱	平成 27 年 3 月 20 日	施策の具体的内容 ③子育て《子供の健やかな育ち》 <input type="checkbox"/> 地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備 <input type="checkbox"/> 子供の健やかな育ち				

		<p>豊かなつながりの中で家庭教育支援が行われるよう、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p>
<p>第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理</p>	<p>平成25年1月</p>	<p>第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について</p> <p>1. 絆（きづな）づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進</p> <p>(4) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実</p> <p>○ 家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。こうした社会においては、「つながりが創る豊かな家庭教育（平成24年3月家庭教育支援の推進に関する検討委員会）」の報告書にも示されているように、支援のネットワークを広げ、家庭教育支援の取組を地域コミュニティの連携・協働の中で充実していくが必要になる。</p> <p>○ そのためには、地域人材を中心とした活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて、小中学校区を単位として一層進めていくことが求められる。</p> <p>○ また、課題を抱える家庭に対する効果的な支援のために、子供たちの状況を日常的に把握している教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図るなど、学校と連携した支援の仕組みづくりなどの推進が求められる。</p> <p>○ さらに、現在、子育て家庭が孤立しやすい社会状況にある中、子育てについての悩みや不安を多くの保護者が抱えていることから、親同士の交流や学びの支援・相談、情報提供など親の育ちを応援することが重要である。このため、地域人材を生かし、家庭教育支援が行われる場づくりを行うとともに、子育てへの自信や対処能力を持たせることができるような、当事者の主体性を重視した体験型・ワークショップ型のプログラムや講座を開発・充実することが求められる。その際、学習プログラムを効果的に実施するためのファシリテーター等の養成も求められる。</p> <p>○ また、乳幼児期の子育て家庭を対象とした支援を充実させていくためには、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、保健・福祉分野とも連携して、多様な学習機会を提供することが求められる。</p> <p>3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実</p> <p>(2) 成人への学習支援</p> <p>(略)</p> <p>このため、地域人材が行う家庭教育支援の活動に対し専門的な助言等を行う人材を確保するとともに、地域人材が行うアウトリーチを重視した家庭教育支援の取組を推進することが期待される。</p>
<p>第2期教育振興基本計画</p>	<p>平成25年6月</p>	<p>第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策</p> <p>I 四つの基本的方向性に基づく方策</p> <p>4. 絆（きづな）づくりと活力あるコミュニティの形成</p> <p>基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。</p> <p>○ また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <p>22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進</p> <p>・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談</p>

		<p>できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。</p> <p>また、親の学びの充実に向けて、子供の発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。</p> <p>さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を地域の特性に応じて促進する。 <p>また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。</p> <p>22-2 子供から大人までの生活習慣づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く親が子供や地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子供の生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。
子供の貧困対策に関する大綱	平成 26 年 8 月 29 日	<p>1 教育の支援</p> <p>(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開</p> <p>一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。</p> <p>(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上</p> <p>就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p>
まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 26 年 12 月	<p>アクションプラン（個別施策工程表）</p> <p>(3)-(ウ)-①-c. 子ども・子育て支援の充実（社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世同居・近居」の支援）</p> <p>○安心して子育てができるよう、地域における家庭教育支援の取組を推進</p>
「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（教育再生実行会議第六次提言）	平成 27 年 3 月	<p>3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を（教育機関を核とした地域活性化）</p> <p>○国、地方公共団体は、三世同居・近居への支援を行うなど、若年層の定住や家庭教育支援の充実を進めながら、多様な年齢層の中で地域の教育力を高める取組を推進する。</p>
少子化社会対策大綱	平成 27 年 3 月 20 日	<p>施策の具体的内容</p> <p>③子育て《子供の健やかな育ち》</p> <p>□地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備</p> <p><子供の健やかな育ち></p> <p>豊かなつながりの中で家庭教育支援が行われるよう、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p>
経済財政運営と改革の基本方針 2015	平成 27 年 6 月	<p>第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮</p> <p>[2] 結婚・出産・子育て支援等</p> <p>「少子化社会対策大綱」や「子供の貧困対策に関する大綱」を推進する。</p> <p>2020 年(平成 32 年)をめどに少子化のトレンドを変えるため、平成 27 年度からの 5 年間で「少子化対策集中取組期間」と位置付け、子育て支援の充実、結婚支援、子育て世代包括支援センターの整備など安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備を図るとともに、「子供の未来応援国民運動」</p>

		<p>などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しい一人親家庭や多子世帯への支援など、必要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について幅広く検討する。また、一人親家庭や多子世帯への支援の充実とあわせて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。</p>
<p>新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）</p>	<p>平成 27 年 12 月</p>	<p>第 3 章第 4 節（４）子どもたちの抱える課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携</p> <p>地域が学校との連携を深める中で、地域は、子供たちにとって、学校や家庭とは異なる第三の場として安心な居場所になることが考えられる。</p> <p>地域学校協働本部には、直面する子供たちの課題等にもよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携していくことが重要である。地域学校協働本部の中に家庭教育支援の機能も組み込むことで、家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備を図るとともに、困難を抱える保護者への対応の充実を図ることが可能となる。また、孤立しがちな保護者が学校支援等の地域と学校が連携・協働した活動に参画するよう促し、実際に活動に関わることで、こうした保護者が前向きになり、家庭教育の充実につながることも期待される。</p> <p>家庭教育支援チームによる取組としては、保護者が主体的な家庭教育ができるよう、学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における居場所づくり、さらに、訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが挙げられる。</p>

<p>主管課（課長名）</p>	<p>生涯学習政策局男女共同参画学習課（高橋 雅之）</p>
<p>関係課（課長名）</p>	<p>—</p>

<p>評価実施予定時期</p>	<p>平成 31 年度</p>
-----------------	-----------------